訪問支援モデル事業の概要

**要約**　　身寄りのない刑務所出所者等が単独で社会生活を開始するに当たり、訪問支援スタッフが本人のもとに赴き、生活を実践する上での指導助言、悩み事についての相談、犯罪につながる生活習慣を改善する支援などを行い、改善更生と再犯防止を促す取組み。国（法務省）の委託事業であり、清心寮をはじめ全国の更生保護施設８施設がモデル事業の指定を受けている。

１　訪問支援の対象者

　　①清心寮を退寮し社会生活に移行する者　②刑務所を満期釈放となった者（身寄りのない者に限る）

２　訪問支援において想定される生活上の諸課題

　　①　生活習慣、②健康管理、③人間関係やトラブル等対応、④断酒・節酒、⑤断薬、⑥金銭管理、⑦就労関係、⑧福祉関係、⑨その他健全な生活又は犯罪傾向の改善に関わる課題

３　支援の方法

　　各対象者に対し下記の方法で月２回以上支援すること

①　委託対象者宅への訪問による接触

　　②　関係機関や生活に必要な各種手続き等への同行

　　③　清心寮への通所

　　④　電話や手紙など

　　⑤　地方公共団体、福祉・医療関係者、就労支援団体、居住支援団体、自助グループ、雇用主、家主等の生活自立に関わる関係機関・関係者等との協議

４　訪問支援モデル事業の指定施設

　　清心寮、ほかに東京２施設、京都１施設、大阪１施設、広島１施設、福岡１施設、熊本１施設の更生保護施設

５　モデル事業の期間、効果検証等

（１）事業実施期間は、令和３年１０月から令和５年３月まで（予定）

（２）国は事業の実施結果を検証し、刑務所出所者等の改善更生支援施策の充実に反映する。

（３）国は、清心寮に対して、「関係機関等と連携した支援（ケア会議、同行支援等）」を重点として取り組むよう指示している。